中国における機能的クレームの権利範囲解釈 ~中国で権利行使可能な明細書作成のポイント~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第22回)

ノキア公司 上訴人(一審原告) v. 上海華勤通信技術有限公司 被上訴人(一審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

請求項において機能的、作用的な記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される。司法解釈[2009]第21号第4条は以下のとおり規定している。

第4条

請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

本事件では装置クレームにおいて「~により構成される 1 」と機能的な表現により構成要件を特定しており、権利範囲の特定が問題となった。高級人民法院は明細書にも単に作用的な記載しかなく、具体的な構成が記載されていないことから、権利範囲を特定することができず特許非侵害との判決 2 をなした。

2. 背景

(1) 特許の内容

ノキア公司(原告)は"データ転送方法の選択"と称する特許第200480001590.4号(以下、590特許という)を所有している。590特許は2004年8月17日に出願され、2008年7月9日登録さ

¹ 原文では「被配置为」と表現されている。

² 上海市高級人民法院2014年2月24日判決 (2013) 沪高民三(知) 終字第96号